

事務連絡

平成 30 年 5 月 29 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各國公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課
御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災拠点等となる文教施設の機能継続について

この度、国土交通省住宅局建築指導課より別紙「「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」のとりまとめについて」（平成 30 年 5 月 29 日付け事務連絡）のとおり、大地震時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等）の機能継続を図るに当たり必要となる事項について、建築主、設計者及び管理者の参考となるガイドライン等が取りまとめられたとの連絡及び周知の依頼がありました。

学校をはじめとする文教施設は避難所や防災拠点として使用されることも多いことから、各設置者におかれましては、本ガイドラインの内容に御留意いただき、防災機能の強化に一層推進するようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課及び各都道府県施設主管課においては、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課、並びに、所管の社会教育施設、社会体育施設、文化施設等に対して、各都道府県私立学校施設主管課においては、所管の私立学校等に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

【本件連絡先】

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室施設防災企画係

電話：03-5253-4111（内線 3184）